

## 平成26年度第6回学長選考会議議事要旨

日 時：平成26年10月6日（月） 13時57分開会  
17時01分閉会

場 所：札幌駅前サテライト（教室1）

出席者：松岡（議長）、柿沼、蔵本、立川

渡部、星野、阿部、玉井、佐藤、戸田、城後、佐川

欠席者：内田、祖母井、高橋、羽賀

審議に先立ち、議長から、学長選考会議委員宛に北海道教育大学教職員51名より意向投票の存続を望む書面が届いたことが報告された。

### 【議 事】

#### 1. 学長選考について

総務課長から、前回の議論を踏まえて修正した「国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（案）」の説明があり、その後、次の事項について審議を行った。

##### （1）意向聴取の方法について

第4回会議から審議している意向投票廃止の可否について引き続き議論したところ、主に次のような意見が出された。

##### （意向投票廃止に賛成する意見）

- ・意向投票に代わるものとして、意向聴取が重要であり、望ましい学長像等のところで教職員の意見を聴取することが重要である。
- ・学長選考方法に対して学内に色々な意見があったとしても、数で表すのではなく、学長選考会議が色々な形で収集すればよい。
- ・意向投票を行うと自分に有利な候補者に投票するので、参考にならない。選挙により学長を選考していた時代とは違うことを認識してほしい。
- ・過去に学長を選考した際、裁判が起こった。それにより、学内が混乱し、改革もスローペースになったため、学外的な評価も下がってしまった。意向投票の数が持つ意味が非常に大きいということがわかった。
- ・意向投票を行うと保守的な候補者に票が偏るように思われるので、新学長が改革を進めようとした際に、その数が障害となる。また、本学は国立大学法人なので、広く国民のために役立つ大学でなければならない。そのために学長選考会議に学外委員が入っているわけで、この中で責任をもって選考すればよい。
- ・前々回の学長選考時に、意向投票による数が出たことにより、学内に不信感が生じ人間関係が悪化した。意向投票ではなく、「望ましい学長像」の作成時に徹底的に議論することの方が重要である。
- ・本学が、5年後10年後に評価されるような大学になるためにはどのような学長がよいか、この学長選考会議が主体性をもって決めていくべきである。
- ・法人化により、大学は改革・変革をしていかなければならなく、過去のしがらみにとらわれて議論するものではない。

##### （意向投票廃止に反対する意見）

- ・「望ましい学長像」作成時の意見聴取や立会演説会等で学内の意向が反映できるという意識が生まれるほか、意向投票によって自分が大学の運営に係わっているという意識が生まれるほか、学長への教職員の信頼度も測ることができる。
- ・学長がリーダーシップを発揮するためには、学内の意向を知ることは有益で、意向投票はその一つの手段になる。

・学長選考を公明正大にやるのであれば、意向投票も意見聴取も両方行うべきで、数が出て学長選考会議はそれに左右されてはならない。

審議の結果、議長から、第4回会議から今回までの議論も踏まえ、意向投票を廃止し、投票に代わる方法として、①「望ましい学長像」を作成する際にどういうリーダーを望んでいるのかということを経験者から意見を聴いて、適切な意見を「望ましい学長像」に取り入れる、②学長候補者の推薦書の記載内容で把握する、③学長候補者による立会演説会を行い、候補者に対する教職員からの質問等のやりとりを聴取する、ことが提案された。この提案に対し、反対が3名、それ以外の委員は賛成の意向を表明されたことにより、意向投票は行わないこととした。

さらに、委員から、意向聴取の方法として、学長候補者調書及び学長候補者所信書の公表後に、それに対する教職員からの意見を募集するという提案もあり、これを了承した。

## (2) 任期について

前回に続き議論したところ、「社会的な背景や課題解決等を考えた時に再任の2年は短いので、4年が適当である」等の意見が出され、審議の結果、学長の任期は4年とし、再任は1回限りとする事とした。

## (3) 学長候補者の絞り込みについて

前回までの議論も踏まえ審議した結果、修正案のとおり、応募者が4人以上の場合は候補者を3人以内に絞り込むこととした。

## (4) 学長の再任時における選考

議論の結果、「再任を決めるということは、望ましい学長像も継続するということになるので、望ましい学長像を改めて作成する必要はないのではないか」、「4年経過すると新しい課題も見つかるので、必要に応じて望ましい学長像を修正すべきではないか」、「学長の業績評価とリンクする内容なので、業績評価を行う年次、スケジュール等、再任時の選考の方法は改めて審議した方がよいのではないか」、などの意見が出され、引き続き審議することとした。

## (5) 学長の解任について

心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化等により解任を文部科学大臣に申し出るという内容について再確認され、規則（案）どおりとする事とした。

## (6) その他

学長選考に係るフロー図及び立会演説会の全体イメージ図をもとに、今後のスケジュールや立会演説会のイメージ等について、意見交換を行った。

続いて、総務課長から、学長選考に関する具体的な手続きや方法を定める「学長選考規則に関する運用（案）」の説明があり、その後、意見交換を行った。

## 2. その他

○議事要旨（案）は、2週間後くらいに各委員に示すこととした。

○次回（第7回）会議を平成26年10月27日（月）に事務局（あいの里）で開催し、学内の意向聴取の方法、学長の業績評価と解任について、審議することとした。

以 上

平成26年度 第6回学長選考会議開催要項

○日 時 平成26年10月6日（月）14時00分～17時00分

○場 所 札幌駅前サテライト「教室1」  
(札幌市中央区北5条西5丁目7)

○議 題

(1) 学長選考について

(2) その他

○配付資料

資料1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（たたき台）

資料2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（たたき台）

<p>修正案</p>	<p>各委員からの意見</p>	<p>根拠 【国】国立大学法人法改正 【ま】中教審「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」取りまとめ（平成26年2月12日）</p>
<p>(趣旨) <b>【現状】</b> 第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>(選考機関) <b>【現状】</b> 第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。</p> <p>(選考基準) 第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。 2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、<del>前項の規定に基づき</del>「望ましい学長像」を作成し、<del>提示するものとする</del>公表しなければならない。 3 <u>学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。</u></p>		<p><b>★学長の選考基準について★</b></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【国】第12条</b> 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。</u></p> <p>8 <u>国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。</u>（新設）</p> </div>

(選考の時期)

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。
- (3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の~~を~~3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

(任期) 【案1】再任の任期が4年

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、~~その任期は、2年とする。~~

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

~~③ 第1項ただし書の規定にかかわらず、学長選考会議は、特に必要と認める場合、教育研究評議会の意見を聴取の上、さらに2年に限り再任させることができる。~~

(任期) 【案2】再任の任期が2年

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、**2年とする。**

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

~~③ 第1項ただし書の規定にかかわらず、学長選考会議は、特に必要と認める場合、教育研究評議会の意見を聴取の上、さらに2年に限り再任させることができる。~~

(学長候補者の選考)

第6条 学長選考会議は、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集するものとする。

- (1) 学長選考手続きの概要
- (2) 学長選考を行う理由
- (3) 学長選考の基準
- (4) 学長の任期

★現行では、学長の任期は4年プラス再任2年となっている。9月11日の会議では、再任は「4年」という意見と「2年」という意見があった。

★学長の任期について★

【ま】P.24

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(3) 学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

○ 国立大学法人等については、学長が必要な任期を確保することができるよう、例えば、学長選考組織が、それまでの業績を確認し、優れた業績を上げていると判断した場合は、1期目の選考時には、学長選考組織が意向投票を行うことが適当と判断した場合であっても、再任時には意向投票を行わずに再任を認める等、柔軟な手続にしておくことも重要である。

★学長候補者の公募について★

【ま】P.23

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

○ 例えば、米国においては、学長選考に際して、学長の職務内容(job description)を明示した上で、広く公募することが一般的である。すなわち、学長として達成すべきミッ

(5) 学長選考の方法及び日程

(6) 学長決定の方法

(7) その他、学長選考会議が必要と認める事項

2. 前項の募集は、大学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

~~（学長候補者の推薦）~~

~~第6条3 学長選考会議は、前条第3項の規定に基づき選考を行う場合を除き、次に定めるところにより学長候補者の推薦を受けるものとする。第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。~~

~~(1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦（以下「外部委員推薦」という。）~~

~~(2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦（以下「学内推薦」という。）~~

~~4. 前項の推薦に当たって第1項の応募者は、被推薦者の同意を得た上で学長候補者推薦書、学長候補者調書及び履歴書、学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。~~

~~5. 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。~~

~~(1) 学長~~

~~(2) 理事~~

~~(3) 大学教員~~

~~(4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者~~

~~(5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者~~

~~6. 第1項の応募の期間は、30日以上の間を設定することを原則とする。~~

~~7. 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、選考を行うものとする。~~

~~8. 前項の規定により選考される学長候補者は、3人以内とする。~~

~~9. 学長選考会議は、学長候補者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信を公表するものとするとともに、立会演説等により、前項までの規定により選考された学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴く機会を設けるものとする。~~

~~（意向聴取及び面接）~~

~~第8条10 学長選考会議は、学長候補者選考の参考とするため、学内の有資格者に対する意向聴~~

ションや、候補者に求められる大学マネジメントの経験、教育研究に関する業績等をあらかじめ示した上で、学長選考委員会（Search Committee）が、人材サーチ会社なども活用しながら幅広く人材を集めている。こうした取組も参考になる。

★9月11日の会議では、多数の委員から3人又は4人に絞り込むという意見が出された。

★意向聴取は、大事にしないといけないところではないかと思う。

★「意向聴取」及び「学長の選考」について★

取及び学長候補者に対する面接を実施する。

~~2-11 前項の意向聴取は、投票によるものとし、第一次意向投票及び第三次意向投票により行う。~~

~~3 第一次意向投票は、学内推薦による学長候補者が5人を超える場合に実施する。~~

~~4-12 第三次意向投票前項に規定する投票は、外部委員推薦による学長候補者及び第一次意向投票の結果に基づき上位5人の学内推薦による学長候補者又は第一次意向投票を実施しない場合の学内推薦による第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に実施する。~~

~~5 面接は、前項に規定する学長候補者を対象に実施する。~~

13 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。

※意向投票を実施しない場合は、第10項から第12項は削除。

~~（学長候補者による所信等）~~

~~第7条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者に対し、学長候補者となることの意味を確認するとともに、学長選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。~~

~~2 学長選考会議は、学長候補者から提出された所信等を公表するものとする。~~

（学長の選考）

~~第7条 学長選考会議は、前条第4-13項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。~~

2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。

3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するとともに公表するものとする。

★意向投票の在り方を考えないといけない。

★意向投票は本当に必要なのかということを感じた。具体的には、望ましい学長像を選考会議の中で

策定するが、その中に学内の意見を反映させるとか参考にするとか、策定する過程の中で、大学の組織の意見を入れていけば良いのではないか。最終的に学長を決めるのは、学長選考会議である。

★選挙は、良い意味でも悪い意味でも結果が分かりやすく出るため、納得感があるが、学長というかトップを選ぶというのは、中々基準は難しいだろう。

★自分たちの組織のトップを決める時に、組織の人間の投票が参考になること自体が、不思議な制度である。

★意向投票がダメだとは言っていない。意見を言わせる、腹を聞く、そういう場をセットできるかどうか、これからの話の核心である。

★学内の方たちの考え方は、学外の委員はあまり知る機会がないので、例えば学長選考会議の選考の手続きの中で正式な手続きとして聞く機会を作るのか、それとも、もしこの会議が業績評価までやるとすれば、それは継続的な仕事になってくるので、いろんな情報収集の一環としてやるのか、それはまさに制度作りの問題なのでこれから議論していくことになるだろう。

<事務局からの意見>

第7条は、被推薦者の意思確認、所信等の提出及び所信等の公表について規定されていますが、第6条第2項において推薦に当たっては被推薦者の同意を既に得ており、かつ、改正案では公募及び推薦の際に所信等を提出するため、第7条は不要と考えました。（所信等の公表は、「学長候補者の選考」の条で記載）

【課題】

「1人を決定する」方法は、審議し合意が得られればそれで決定し、区々であれば投票により決定する。

【国】第12条

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。（新設）

【ま】P.24

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(2) 国立大学法人等における学長選考

○～略～、一部の国立大学等では、その内部規則等において、法人化以前と同様に、実質的に教職員による意向投票の結果をそのまま学長選考に反映している場合も見られる。しかしながら、学内外から幅広く人格識見ともに優れた人材を学長に登用しようとする法制度の趣旨からして、過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切とは言えない。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考会議は、学長の在任期間における業績を踏まえて必要と認める場合、第3条(※選考基準)、第6条(※学長候補者の選考)及び前条(※学長の選考)の規定によらず再任させることができる。

2 前項の再任に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(再選考) 【現状】

第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

(学長の解任)

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせるこ

★日本は法治国家なので、肅々と、例えば解任の手続き等もここで決めないといけない。

★学長の業績評価に基づいて、場合によっては学長の解任ということも考えないといけないが、選考会議委員が本当に学長の業績評価を行えるだろうかということを考えなければならない。

★解任するにあたり、罷免権を持つのかどうかという問題や、罷免するときの条件などの内容を

学長選考組織が、主体性をもって、意向投票の結果を自らの選考の参考の一つとして活用することはあり得る。例えば、学長選考組織が大学に求められる学長像にふさわしい候補者を数名に絞り込んだ上で、候補者のビジョンを学内に示し、支持が得られる人物であるかを確認するために実施するなどの手続を、内部規則等を変更して規定しておくことが考えられる。

重要なことは、意向投票の結果は飽くまで参考の一つであり、学長選考組織がその権限と責任において学長を最終的に決定すべきということである。

★「学長の再任時における選考」について★

【ま】P.24

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(3) 学長の任期

○ 国立大学法人等については、学長が必要な任期を確保することができるよう、例えば、学長選考組織が、それまでの業績を確認し、優れた業績を上げていると判断した場合は、1期目の選考時には、学長選考組織が意向投票を行うことが適当と判断した場合であっても、再任時には意向投票を行わずに再任を認める等、柔軟な手続にしておくことも重要である。

★学長の解任について★

【ま】P.25

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(4) 学長の業績評価

○ 学長選考組織や監事は、学長に対してできる限り支援や助言を行うべきであるが、それでもなお、十分な業務執行が行われていないと判断される場合には、学長選考組織は任命権者に対して学長の解任を申し出る責務があ

とが適当でないとき  
(4) その他学長たるに適しないと認められるとき  
2. 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、  
当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(選考に関する事務の委嘱) 【現状】  
第12条 学長選考会議は、学長の選考に関する事務を事務局長に委嘱することができる。

(事務) 【現状】  
第13条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)  
第14条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施等に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則 (略)

どうするかを選考会議で議論していく必要がある。

る。  
○ 特に国立大学法人及び公立大学法人では、学長に権限と責任が集約されていることの帰結として、学長の評価体制を確立した上で、業務の実績が悪化した場合、法令の規定に基づき、任期の途中であっても交代することを想定した制度を、内部規則等で整備する必要がある。

【参考】 学長選考規則（改正案）	現行の運用（改正案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>（選考機関）</p> <p>第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。</p> <p>（選考基準）</p> <p>第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「望ましい学長像」を作成し、公表しなければならない。</p> <p>3 学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。</p> <p>（選考の時期）</p> <p>第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。</p> <p>(1) 学長の任期が満了するとき。</p> <p>(2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。</p>	<p><u>規則第3条関係</u></p> <p><u>1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。</u></p> <p><u>2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を電子メールにより総務部総務課に提出させるものとする。</u></p> <p><u>3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。</u></p> <p><del>規則第4条関係</del></p> <p><del>学長の選考に当たっては、事前に選考日程を作成し、選考の開始を公示する。</del></p> <p>（選考規則の第6条第1項及び第2項で規定したため、削除）</p>

(3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

(任期) 【案1】再任の任期が4年

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

(任期) 【案2】再任の任期が2年

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

(学長候補者の推薦)

第6条 学長選考会議は、次に定める事項を定め、学長候補者を募集するものとする。

(1) 学長選考手続きの概要

(2) 学長選考を行う理由

(3) 学長選考の基準

(4) 学長の任期

(5) 学長選考の方法及び日程

(6) 学長決定の方法

(7) その他、学長選考会議が必要と認める事項

2 前項の募集は、大学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。

(1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員

~~規則第5条関係~~

~~1 この条の第3項に規定する「教育研究評議会の意見を聴取」するときは、学長選考会議議長が教育研究評議会において説明を行い、意見を聴取するものとする。~~

~~2 この条の第3項を適用する場合の選考は、規則第9条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。~~

(選考規則の第5条第3項を削除したため、削除)

規則第6条関係

1 学内の有資格者について

(1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。

(3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。）は、異動の日からその資格を失う。

~~(4) この条の第3項第5号に規定する「事務系職員の係長相当職以上の職にある者」には、国際交流コーディネーター及び研究支援コーディネーターを含むものとする。~~

## の推薦

- (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者(以下「学内の有資格者」という。)10人以上の連署による推薦
- 4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。
- 5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。
- (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 大学教員
  - (4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
  - (5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者
- 6 第1項の応募の期間は、30日以上の間を設定することを原則とする。
- 7 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、選考を行うものとする。
- 8 前項の規定により選考される学長候補者は、3人以内とする。
- 9 学長選考会議は、学長候補者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信を公表するものとするとともに、立会演説会等により、前項までの規定により選考された学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴く機会を設けるものとする。
- 10 学長選考会議は、選考の参考とするため、学内の有資格者に対する意向聴取を実施する。
- 11 前項の意向聴取は、投票によるものとする。
- 12 前項に規定する投票は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に実施する。
- 13 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候

## 2 学長候補者推薦資格者名簿について

- (1) 学長選考会議は、学内の有資格者を記載した学長候補者推薦資格者名簿(以下「推薦資格者名簿」という。)を作成し、推薦資格者から請求があった場合は、閲覧に供するものとする。
- (2) 学長選考会議は、推薦資格者がその資格を喪失したときは、推薦資格者名簿から抹消する。
- (3) 推薦資格者は、推薦資格者名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、異議の申立てをすることができる。
- (4) 学長選考会議は、前号の申立てが正当であると認めるときは、推薦資格者名簿を修正しなければならない。
- (5) 推薦資格者名簿は、意向聴取対象者名簿を兼ねるものとする。

(意向投票を実施しない場合は、第2項は削除)

### ~~3 学長候補者の重複推薦について~~

~~被推薦者が、外部委員と学内からの推薦と重複した場合は、外部委員からの推薦とする。~~

(改正案では、どちらの推薦であっても選考上の差が生じないため、削除)

### 3 提出書類の様式について

学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。

### 4 立会演説会について

(1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

(2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、動画配信システムに掲載するものとする。

補者を対象に、面接を実施する。

※意向投票を実施しない場合は、第10項から第12項は削除。

(学長の選考)

第7条 学長選考会議は、前条第13項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。

2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。

3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考会議は、学長の在任期間における業績を踏まえて必要と認める場合、第3条、第6条(※学長候補者の選考)及び前条(※学長の選考)の規定によらず再任させることができる。

2 前項の再任に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(再選考)

第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を公表しなければな

規則第~~9~~7条関係

~~1 学長選考会議は、意向聴取及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。~~

~~(1) 投票は単記投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。~~

~~(2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について、更に単記投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。~~

~~2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。~~

(学長候補者1人を決定するときは、学長選考会議が審議した上で決定することとなるため、削除)

~~3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考会議において選出された複数の者が速やかに行う。~~

規則第~~10~~9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

らない。

(学長の解任)

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき

2 学長選考会議が、学長の解任を決定する際は、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(選考に関する事務の委嘱)

第12条 学長選考会議は、学長の選考に関する事務を事務局長に委嘱することができる。

(事務)

第13条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

規則第~~11~~12条関係

事務局長は、学長選考に関する事務を所属職員に命ずるものとする。

規則第~~13~~14条関係

1 学内の有資格者に対する各種の通知及び広報は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

2 報道機関等への広報については、事前にその時期、内容、担当者等を定めるものとする。

## 学 長 候 補 者 推 薦 書

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人北海道教育大学学長候補者として、関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏 名

年 月 日

推薦代表者 氏 名  
所 属  
電話番号

(自署)

## 推薦者名簿

学長候補者氏名 \_\_\_\_\_

No.	所 属 等	職 名	推 薦 者 氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 所属、職名及び氏名の事項については、自署によること。  
2 本名簿の先頭は、推薦代表者とする事。  
3 学内の有資格者による推薦の場合は、10人以上の連署によること。(学長選考規則第6条第3項第2号)  
なお、推薦者が15名を超える場合は、本様式に準じて追加して差し支えない。  
4 キャンパスごとに作成して差し支えない。

### 学 長 候 補 者 調 書

(履歴事項)

年 月 日現在

氏 名 (フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
現 住 所		
最 終 学 歴		
学 位・称 号		
専 門 分 野		
現 (元) 職 名		
経 歴 (学歴・職歴)	年 月 日	
<p>私は、学長候補者選考の過程でこの調書及び学長候補者所信の内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (自署)</p>		

(注) 用紙は、A4縦型とする。

主 要 業 績

(教育関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

## 主 要 業 績

(研究関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

## 主 要 業 績

(社会貢献関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

## 主 要 業 績

(経営・管理運営関係)

(注) 用紙は、A4縦型とする。

学 長 候 補 者 所 信 書

年 月 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

学長候補者氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

1. 望ましい学長像について

2. 自由記述